

妻が30歳台核家族の従業上の地位の夫婦組み合わせ別子ども数
— 国勢調査 調査票情報を用いた集計 —

社会保障基礎理論研究部 鈴木貴士

1. わが国における「共働き社会への移行」と低出生率

『第16回出生動向基本調査』によると、2021年の夫婦の平均理想子ども数は2.25人であり、平均予定子ども数の2.01人を上回っている（国立社会保障・人口問題研究所2022）。個人個人の結婚や子ども数に対する希望を実現できない要因として、様々な要因¹が検討されてきた。その中で近年整備が進んでいるのが両立支援策である。全ての労働者を対象とした育児休業法が1992年に施行され、特に女性の育児休業取得に関しては浸透が進んでいる。『雇用均等基本調査』によると、女性の育休取得率²は2006年には89.7%となり、その後現在まで同水準で推移している。一方、男性の育休取得率は2015年には4.4%であるなど、長らく低率であったが、2021年には18.9%となるなど、近年取得が進んでいる（厚生労働省2021）。

育休取得が進んだ結果、第1子を生んだ妻の就業継続者の割合は近年ほど上昇している。第16回出生動向基本調査によると、第1子が2015～19年に生まれた妻の就業継続者割合は53.8%と（調査開始以降初めて）5割を超えた（国立社会保障・人口問題研究所2022）。

妻の就業継続者割合の増加は、女性の希望するライフコース像とも合致している。第16回出生動向基本調査によると、女性が理想とするライフコースは「両立コース」（結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける）が34.0%と（調査開始以降初めて）最多となった。また、男性がパートナーに望むライフコースも「両立コース」が39.4%と（こちらも調査開始以降初めて）最多となっている（国立社会保障・人口問題研究所2022）。

人々の共働き志向が高まっていること、女性のみならず男性に関しても育休取得の進捗が見られること、女性の第1子出生後の就業継続率が高まっていることは、わが国の「共働き社会への移行」が進んでいることを示している。

先進国を国際比較すると、近年においては女性の労働参加が進んでいる国ほど出生率が高い可能性が指摘されている（筒井2015）。しかし、わが国の合計出生率（TFR：Total fertility rate）の低下傾向に変化は見られない。わが国の合計出生率は1970年代に人口置換水準である2.1を下回り、2005年には最も低い1.26まで低下した。2010年代には合計出生率が1.4台まで回復するものの、それ以降回復は伸び悩み、2021年の合計出生率は1.30となっている（厚生労働省2022）。共働き社会化が進んでいるにも係わらず合計出生

¹ 松田（2013）などを参照のこと。

² 雇用均等基本調査では、在職中に出産した女性が育児休業を取得した割合を計算している。そのため、出産前に離職した場合は統計調査の対象外となる。

率の回復が見られない理由として、従来の男性的な働き方を要求したまま女性の労働力化が進んだという指摘がある。

本報告では、国勢調査の調査票情報を用いて、夫婦の従業上の地位の組み合わせ別に夫婦の組別数や子ども数の集計を行うことで、わが国の共働き社会の現状把握を図る。本報告の特徴は夫・妻の組み合わせ別に確認している点である。共働き社会化が進展するわが国において、夫・妻の双方の観点から検討していく必要があるだろう。

2. 使用するデータ

令和2（2020）年『国勢調査』の調査票情報³を使用した。国勢調査は2020年10月1日のわが国に常住する全ての者を対象に行われる。

まずは、夫婦単位のデータを作成する必要がある。本報告では核家族世帯に限定した上で、妻の年齢が30歳から39歳の夫婦ペアデータを作成している。共働き社会化の現状把握のためには、育児資源が豊富な三世帯同居世帯等を除外し、核家族世帯に限定した方がより明瞭な結果が得られると考えた。また、妻の年齢を30歳から39歳に限定したのは、出生が発生しライフステージが最も変化するためである。

核家族世帯に限定した妻の年齢が30歳から39歳の夫婦ペアデータの作成方法について述べる。初めに、データを「世帯の家族類型」の内、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子供から成る世帯」に限定する。夫婦が揃っている世帯に限定しているため、シングルマザー・ファザーは本報告の集計対象外となる。令和2（2020）年国勢調査においては、「市区町村コード」「主番号」「後置番号」「単位番号」を組み合わせることで各世帯をユニークとして区別できたため、これらを組み合わせ「世帯ユニーク番号」とした。続いて、年齢が30歳から39歳で配偶者がいる女性の世帯ユニーク番号を取得すると共にこの条件の女性を抽出する。同様に、配偶者がいる男性を抽出する。そして、女性と男性の抽出データを世帯ユニーク番号でマッチングする事で妻の年齢が30歳から39歳の夫婦ペアデータを作成することができる。また、世帯ユニーク番号ごとに15歳以下の世帯員の数をカウントし、夫婦ペアデータへのマッチングを行い、「子どもの数」とした。

本報告では、夫婦の従業上の地位を見ていくため、従業上の地位に関する変数も作成する。国勢調査では「従業上の地位」に関する設問（問12「勤めか自営かの別」）が用意されているが、この設問への回答者は「労働力状態」に関する設問（問10「9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」）で「就業者」に限定される。そこで、両設問の回答状況を組み合わせ、表1にて新たな従業上の地位に関する変数を作成した。

³ 本報告で使用した国勢調査の調査票情報は、厚生労働科学研究費補助金等事業（政策科学推進研究事業）「長期的人口減少と大国際人口移動時代における将来人口・世帯推計の方法論的発展と応用に関する研究」（研究代表：小池司朗）による二次利用申請により使用の承諾を得たものである。なお、本報告の値は、総務省統計局『国勢調査』の調査票情報を独自集計したものである。

表1：従業の地位に関する変数

新たに作成した 従業上の地位	問 12 従業上の地位	問 10 労働力状態
正規	正規の職員・従業員	主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 仕事を休んでいた
派遣	労働者派遣事務所の派遣社員	
パート・アルバイト・その他	パート・アルバイト・その他	
役員	会社などの役員	
自営業主	自営業主（雇人あり） 自営業主（雇人なし）	
家族従業者・家庭内職者	家族従業者 家庭内の賃仕事（内職）	
従業上の地位不詳	不詳	
無職	回答対象外	仕事を探していた 家事 通学 その他（幼児や高齢など）
労働力状態不詳	回答対象外	

出典：令和2（2020）年国勢調査より報告者作成

3. 記述統計（全国）

初めに、核家族世帯に限定した妻の年齢が30歳から39歳の夫婦の組み合わせ別従業上の地位の割合について表2で確認する。この条件の夫婦は全国で380万7,464組存在する。

表2：妻が30歳台の核家族夫婦の組み合わせ別、従業上の地位の割合（全国）

	妻の現在の仕事									
	正規	派遣	パート アルバイト その他	役員	自営業 主	家族従業 者・家庭 内職者	従業上の 地位不詳	無職	労働力状 態不詳	
正規	25.8%	1.4%	20.3%	0.3%	1.3%	0.4%	0.1%	22.6%	0.0%	72.4%
夫 派遣	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.7%
の パートアルバイトその他	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	1.4%
現 役員	1.3%	0.0%	1.0%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	4.2%
在 自営業主	1.2%	0.1%	1.1%	0.0%	0.2%	1.2%	0.0%	1.2%	0.0%	5.0%
の 家族従業者・家庭内職者	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%
仕 従業上の地位不詳	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.5%
事 無職	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	1.3%
労働力状態不詳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.1%	14.1%
	29.4%	1.8%	23.5%	0.9%	1.8%	1.7%	0.4%	26.4%	14.2%	100.0%

出典：令和2（2020）年国勢調査より報告者作成

夫・妻の双方が「労働力状態不詳」が14.1%存在するなど、国勢調査の回答状況悪化が示唆される。

妻が30歳台の核家族夫婦について、最も多い組み合わせは「夫・正規、妻・正規」で25.8%となっている。続いて「夫・正規、妻・無職」の22.6%、「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」の20.3%となっている。これら3パターンで全体の7割近い68.8%を占

めている。「夫・正規、妻・正規」といった完全な「共働き」夫婦が最も多くなっており、わが国における共働き社会化の進展が見てとれる。一方、夫が主な稼ぎ手と推測される「夫・正規、妻・無職」「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」も合わせると43.0%であり、出産・育児の負担が大きい妻の年齢が30歳台において、伝統的な夫婦が多数派である点にも留意する必要がある。

夫が「正規」以外の夫婦は数が少ない。例えば、夫が「役員」の夫婦は合計で4.2%、夫が「自営業種」の夫婦は合計で5.0%と一定見られるが、他はごく少数である。

本報告は全数調査である国勢調査を元に集計しているため、表2に限らないが、全国版のみならず都道府県別の値を集計することもできる。例えば、「夫・正規、妻・正規」の割合を都道府県別に算出すると、最も高いのは山形県の39.6%、最も低いのは北海道の20.1%となっており、都道府県間の差は大きい⁴。山形県など、三世帯同居率が高い地域は祖父母が子どものケアを行えるがゆえに労働力率が高いことで知られている。しかし、本報告は核家族に限定している。これについて、核家族であるが世帯分離しているのみで実質的に三世帯同居している可能性⁵や、文化的な規範が影響している可能性など、複数考えられる。この点については今後の検討としたい。

続いて、核家族世帯に限定した妻の年齢が30歳から39歳の夫婦の組み合わせ別の平均子ども数について表3で確認する。

表3：妻が30歳台の核家族夫婦の組み合わせ別、平均子ども数（全国）（人）

	妻の現在の仕事								
	正規	派遣	パートアルバイト その他	役員	自営業 主	家族従業者・家庭 内職者	従業上の 地位不詳	無職	労働力状態 不詳
正規	1.26	0.99	1.65	1.41	1.45	1.78	1.54	1.59	1.44
夫 派遣	0.96	0.78	1.29	1.11	1.13	1.44	1.04	1.28	1.07
の パートアルバイトその他	0.99	0.66	1.05	1.20	1.04	1.37	1.11	1.27	0.95
現 役員	1.52	0.96	1.76	1.83	1.36	1.73	1.44	1.69	1.54
在 自営業主	1.29	1.05	1.68	1.48	1.17	1.80	1.52	1.66	1.38
の 家族従業者・家庭内職者	1.38	1.18	1.74	1.21	1.38	1.89	1.97	1.69	1.29
仕 従業上の地位不詳	1.28	0.98	1.67	1.16	1.51	1.66	1.36	1.65	1.55
事 無職	0.80	0.70	1.16	1.05	0.98	1.56	0.82	1.19	1.23
労働力状態不詳	1.62	1.55	2.13	2.25	2.22	2.53	1.32	2.17	1.40

脚注：子ども数は15歳以下の同居者で算出
 出典：令和2（2020）年国勢調査より報告者作成

⁴ 東京都は25.2%であり、大阪府（21.4%）や愛知県（23.3%）よりも高くなっている。東京都に集中する大企業等の両立支援策が進展している可能性が示唆される。

⁵ 国勢調査において、世帯の定義は「住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯」としている。住居を共にしているが生計は別にしていてるなどで世帯分離している場合などが考えられる。

妻が30歳台の核家族夫婦について、多い組み合わせは順番に「夫・正規、妻・正規」(25.8%)、「夫・正規、妻・無職」(22.6%)、「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」(20.3%)であった。平均子ども数はそれぞれ、「夫・正規、妻・正規」が1.26人、「夫・正規、妻・無職」が1.59人、「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」が1.65人となっており、「夫・正規、妻・正規」の平均子ども数が相対的に少なくなっている。表3を見ると、妻が正規の場合、全体的に平均子ども数が相対的に少ない。本報告は現在の状況を集計しており、この事は女性が正規の場合に子ども数が少なくなることを意味しない。この点については4節で検討を行う。

平均子ども数が少ない組み合わせについて見ていく。夫が「派遣」「パートアルバイトその他」「無職」など、不安定な地位にある場合、平均子ども数は非常に少ない。例えば「夫・パートアルバイトその他、妻・正規」の場合子ども数は0.99人である。これは夫と妻が逆の場合(夫・正規、妻・パートアルバイトその他)の1.65人に比べ著しく少ない。

妻が「派遣」の場合、平均子ども数は相対的に非常に少ない。これは、派遣で就業継続することが困難なことを示唆していると考えられる。派遣の状態で出生すると、育児休業を(実質的に)使えずに退職する人が多いのだろう。そのため、結婚間もない夫婦の値が集計され、少ない子ども数として表れていると考えられる。

続いて、平均子ども数が多い組み合わせについて見ていく。「夫・自営業主、妻・家族従業者・家庭内職者」といった、典型的な自営業夫婦の場合、平均子ども数が1.80人と相対的に多い。自営業は労働の裁量性が高いことで知られるが、このことが多く子ども数に反映されている可能性が考えられる。この場合、妻の裁量性が重要なかもしれない。なぜなら、夫が自営業主であっても、妻が正規の場合は1.29人、自営業主の場合は1.17人となっているためである。妻が正規の場合、勤め先の規定に左右されるし、妻も自営業主の場合、夫婦での裁量コントロールは困難になろう。「夫・自営業主、妻・家族従業者・家庭内職者」の組み合わせの夫婦は全体の1.2%しか存在しない(表2)ものの、過去からの時系列の比較⁶も含め、今後の検討が必要である。

4. 記述統計(都道府県比較)

本節では「3節. 記述統計(全国)」で確認した値の一部について一部都道府県間で比較を行う。3節で確認した、妻が30歳台の核家族夫婦において、「夫・正規、妻・正規」の割合が全国で最も高い山形県(39.6%)と最も低かった北海道(20.1%)に加え、出生率が高い事で知られる沖縄県、山形県に次いで「夫・正規、妻・正規」の割合が高い富山県の4都道府県の確認を行う(表4)。

⁶ 自営業は年々減少していることで知られる。相対的に子ども数が多い自営業の夫婦の減少と少子化の関係について検討する余地があるかもしれない。

表4：妻が30歳台の核家族夫婦の組み合わせ別（夫：正規）、平均子ども数（地域別）（人）

	妻の現在の仕事								
	正規	派遣	パート アルバイト その他	役員	自営業 主	家族従業 者・家庭 内職者	従業上の 地位不詳	無職	労働力状 態不詳
夫 北海道	1.21	0.89	1.58	1.42	1.43	1.64	1.48	1.55	1.45
が 山形県	1.48	1.41	1.64	1.40	1.58	1.63	1.88	1.53	1.67
正 富山県	1.41	1.27	1.71	1.34	1.57	1.73	1.58	1.49	1.71
規 沖縄県	1.66	1.62	1.98	1.90	1.76	2.36	1.89	1.88	1.29

脚注：子ども数は15歳以下の同居者で算出

出典：令和2（2020）年国勢調査より報告者作成

表4は、夫が正規の夫婦に限定し、4都道府県について、妻の現在の仕事別に平均子ども数を見ている。表4では、沖縄県の平均子ども数の多さが分かる。沖縄県の「夫・正規、妻・正規」の平均子ども数は1.66人で、北海道の「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」の1.58人すら上回っている。沖縄県の平均子ども数の多さの要因⁷については引き続き検討が必要だろう。

「夫・正規、妻・正規」「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」「夫・正規、妻・無職」のそれぞれについて、4都道府県の平均子ども数を確認すると、いずれの都道府県でも「夫・正規、妻・正規」が少なく、「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」「夫・正規、妻・無職」が多い傾向にある。しかし、その差は都道府県によって異なる。3節で確認した、妻が30歳台の核家族夫婦において、「夫・正規、妻・正規」の割合が高い県（山形県・富山県）では、「夫・正規、妻・正規」が相対的に堅調である。例えば、北海道の「夫・正規、妻・正規」の平均子ども数は1.21人と、「夫・正規、妻・無職」に比べ0.34人少ない。一方山形県の差は0.05人（1.48人と1.53人）、富山県の差は0.08人（1.41人と1.49人）と相対的に差が少ない。山形県や富山県においては、女性が正規雇用で働くことが規範として成立しているために、「夫・正規、妻・正規」の平均子ども数が相対的に堅調なのではないだろうか。つまり、働き続けることが前提としてあるために、仕事を理由に子どもを諦める必要性が低いのかもかもしれない。3節において、全国の値で平均子ども数がそれぞれ、「夫・正規、妻・正規」が1.26人、「夫・正規、妻・無職」が1.59人、「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」が1.65人となっていることを確認した。山形県や富山県の例から、全国的にも女性の正規雇用が規範化すれば、「夫・正規、妻・正規」の平均子ども数が「夫・正規、妻・無職」「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」に近づく可能性も考えられる。ここでは限定された4都道府県で確認を行ったが、47都道府県の値を用いたより実証的な検証が必要になるだろう。

⁷ 山内他（2020）等を参照。

5. まとめ

本報告では、国勢調査の調査票情報を用いて、夫婦の従業上の地位の組み合わせ別に夫婦の組別数や子ども数の集計を行うことで、わが国の共働き社会の現状把握を行った。その結果、妻が30歳台の核家族夫婦について、最も割合の多い従業上の組み合わせは25.8%の「夫・正規、妻・正規」であることが分かった。一方、「夫・正規、妻・無職」や「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」といった、夫が主な稼ぎ手と推測される組み合わせも計43.0%であり、出産・育児の負担が大きい妻の年齢が30歳台において、伝統的な夫婦が多数派である点も分かった。また、全国で見ると、「夫・正規、妻・正規」の夫婦の平均子ども数は1.26人と、「夫・正規、妻・無職」（1.59人）や「夫・正規、妻・パートアルバイトその他」（1.65人）よりも相対的に少なかった。しかし、「夫・正規、妻・正規」の割合が高い山形県や富山県では、「夫・正規、妻・正規」の平均子ども数が堅調であることが分かった。これは、働き続けることが前提としてあるために、仕事を理由に子どもを諦める必要性が低いのかかもしれない。

今後の課題として、分析の範囲を広げる点が挙げられる。核家族以外の世帯を含める、対象を全都道府県にする、時系列で比較する、等が考えられる。また、職業などに注目するのも一案である。3節で「夫・自営業主、妻・家族従業者・家庭内職者」といった、典型的な自営業夫婦の場合、平均子ども数が1.80人と相対的に多いことが分かった。この解釈として、妻の裁量性の高さを検討したところである。裁量性の高い職業の場合、平均子ども数が多いかもしれない。また、「夫・正規、妻・正規」の割合が高くなる夫妻の職業組み合わせを検討できないだろうか。例えば、シフト制勤務が多い職業の場合、パートナーがフルタイムで働くことが難しい可能性がある。他に、学歴といった視点も必要になってくるだろう。

国勢調査は日本に居住する人を対象にした全数調査であり、様々な社会経済指標で見えていくと興味深い結果が得られるだろう。

参考文献・資料

厚生労働省（2022）『令和3年度人口動態調査』

厚生労働省（2022）『令和3年度雇用均等基本調査』

国立社会保障・人口問題研究所（2022）『第16回出生動向基本調査』

総務省（2020）『令和2年国勢調査』

筒井淳也（2015）『仕事と家族－日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか』中公新書

松田茂樹（2013）『少子化論-なぜまだ結婚、出産しやすい国にならないのか』勁草書房

山内昌和・西岡八郎・江崎雄治・小池司朗・菅桂太（2020）「沖縄県の合計出生率はなぜ本土よりも高いのか」『地理学評論 Series A』93巻2号